

〔協定書等〕

番号	締結年月日	名称	(乙) 締結先	内容
1	昭和61年12月5日	消防相互援助協約	バトラー基地本部	情報交換、器材及び人員の出動
2	昭和62年9月1日	沖縄県消防相互応援協定書	沖縄県内の市町村及び組合の長	消防隊・救急隊の他人資機材の出動
3	昭和62年10月6日	沖縄自動車道における消防及び救急等の業務する覚書	那覇～許田インター間の協定市	消防隊・救急隊の他人資機材の出動
4	昭和63年4月1日	沖縄自動車道における消防相互応援協定書	那覇～許田インター間の協定市	消防隊・救急隊の他人資機材の出動
5	平成10年4月24日	災害支援協力に関する覚書	浦添市内郵便局	施設・用地の避難所、物資集積所としての提供。郵便に係る支援協力
6	平成15年1月14日	緊急情報に関する協定書	株式会社エフエム二十一	緊急情報放送システムによる臨時放送
7	平成15年4月1日	沖縄県水道災害相互応援協定	沖縄県下の各水道各事業者	県下水道事業者の相互間の応援
8	平成19年6月14日	災害時における物資の供給に関する協定書	株式会社サンエー	食糧品、生活用品、衣料品、その他供給
9	平成19年7月25日	災害時における物資の供給に関する協定書	株式会社野嵩商会（ユニオン）	食糧品、生活用品、その他供給
10	平成19年8月1日	災害時における物資の供給に関する協定書	金秀商事株式会社（かねひで）	食糧品、生活用品、その他供給
11	平成19年8月7日	災害時における物資の供給に関する協定書	沖縄県卸売商業団地協同組合	食糧品、生活用品、衣料品、その他供給
12	平成19年8月16日	災害時における物資の供給に関する協定書	コープおきなわ	食糧品、生活用品、衣料品、その他供給
13	平成19年8月16日	災害時における物資の供給に関する協定書	沖縄コカコーラボトリング株式会社	飲料水
14	平成19年8月17日	災害時対応自動販売機設置協定	沖縄コカコーラボトリング株式会社	災害対応型自動販売機の機内在庫の飲料水
15	平成20年3月14日	水難救助活動に関する協定書	浦添宜野湾漁業協同組合	水難救助及び捜査活動（浦添市管轄）
16	平成20年3月14日	水難救助活動に関する協定書	那覇新港釣船協同組合	水難救助及び捜査活動（浦添市管轄）
17	平成20年6月11日	災害時における応急対策等の災害支援に関する協定書	浦添宜野湾電気工事業協同組合	電気機器の資材等の提供、技術者派遣
18	平成20年11月11日	水道施設等災害時における応急対策等の災害支援に関する協定書	浦添市管工事事業協同組合	水道施設被災時、応急給水、応急復旧等
19	平成21年12月8日	災害支援協定	浦添市建設業者友の会	人命救助のための障害物の除去作業、緊急を要する応急復旧作業など
20	平成21年12月8日	災害支援協定	(社)沖縄県建設業会 浦添・西原支部	人命救助のための障害物の除去作業、緊急を要する応急復旧作業など
21	平成22年8月12日	津波時における一時避難施設としての使用に関する協定書	(株)沖縄県建設会館	市内に津波が発生し、または発生するおそれがある場合における一時避難施設
22	平成22年8月12日	津波時における一時避難施設としての使用に関する協定書	牧港ドライビングスクール	市内に津波が発生し、または発生するおそれがある場合における一時避難施設
23	平成22年8月12日	津波時における一時避難施設としての使用に関する協定書	沖縄トヨタ自動車(株)	市内に津波が発生し、または発生するおそれがある場合における一時避難施設
24	平成22年8月12日	津波時における一時避難施設としての使用に関する協定書	浦添市産業振興センター結の街浦添商工会議所	市内に津波が発生し、または発生するおそれがある場合における一時避難施設
25	平成22年8月12日	津波時における一時避難施設としての使用に関する協定書	沖縄県中央卸売市場 沖縄県知事	市内に津波が発生し、または発生するおそれがある場合における一時避難施設
26	平成23年8月1日	那覇港湾内不発弾処理における任務分担覚書	那覇市・海上自衛隊沖縄基地隊・第十一管区海上保安本部・沖縄県・那覇警察署・那覇港管理組合・浦添警察署	那覇港湾内における不発弾の処理、回収等
27	平成23年8月1日	災害時の情報発信に関する応援協定	蒲郡市	災害発生時にウェブサイトの閲覧ができない状態に備え、情報等を相互にウェブサイト上で代行発信する
28	平成23年9月5日	災害時における一時避難施設としての使用に関する協定	株式会社サンエー	市内に災害等が発生し、または発生するおそれがある場合における一時避難施設
29	平成23年9月5日	災害時における一時避難施設としての使用に関する協定	独立行政法人国際協力機構沖縄センター	市内に災害等が発生し、または発生するおそれがある場合における一時避難施設
30	平成24年2月1日	情報代行発信業務に使用する通信機器の利用申し込みに係る覚書	蒲郡市	情報代行発信業務に使用する通信機器の利用申し込みに係る覚書

資料編【協定書等】

3 1	平成25年6月25日	災害用特設電話の設置、利用、管理等に関する協定書	西日本電信電話株式会社 沖縄支店	避難者、被災者、帰宅困難者の通信の確保
3 2	平成25年10月22日	浦添市不発弾処理における各機関の責任分担覚書	陸上自衛隊・沖縄県・浦添警察署 (那覇市※避難半円にある場合)	不発弾の処理、回収等
3 3	平成26年1月8日	那覇市・浦添市災害時相互応援協定	那覇市	食糧品、生活用品、その他供給、被災者の救出、被災者の受け入れ等
3 4	平成26年1月21日	浦添市・西原町災害時相互応援協定	西原町	食糧品、生活用品、その他供給、被災者の救出、被災者の受け入れ等
3 5	平成26年5月28日	災害時における飲料水等の提供協力に関する協定書	沖縄ヤクルト株式会社	飲料水等の提供
3 6	平成26年5月30日	津波時における一時避難施設としての使用に関する協定書	琉球セメント株式会社	市内に津波が発生し、または発生するおそれがある場合における一時避難施設
3 7	平成26年9月17日	災害の情報交換及び応援に関する協定	内閣府沖縄総合事務局	市内に津波が発生し、または発生するおそれがある場合における情報交換かつ災害対策の実施
3 8	平成27年7月22日	津波時における一時避難施設としての使用に関する協定書	株式会社ヤマダ電機	市内に津波が発生し、または発生するおそれがある場合における一時避難施設
3 9	平成28年2月22日	津波時における一時避難施設としての使用に関する協定書	株式会社いなんせ典礼	市内に津波が発生し、または発生するおそれがある場合における一時避難施設
4 0	平成28年2月22日	津波時における一時避難施設としての使用に関する協定書	シンパホールディングス株式会社	市内に津波が発生し、または発生するおそれがある場合における一時避難施設
4 1	平成28年2月26日	津波時における一時避難施設としての使用に関する協定書	株式会社日本フェニックス	市内に津波が発生し、または発生するおそれがある場合における一時避難施設
4 2	平成28年6月28日	災害時におけるＬＰガスの供給に関する協定書	一般社団法人沖縄県高圧ガス保安協会 ＬＰガス部会	災害時におけるＬＰガスの供給
4 3	平成29年3月21日	指定避難所の施設利用に関する協定書	沖縄県立大平特別支援学校	指定避難所としての施設利用
4 4	平成29年3月29日	災害時における下水道施設を管理する市町村等の相互支援に関する協定	沖縄県ほか県内25市町村	応急復旧作業、物品の提供等
4 5	平成29年3月29日	災害時における沖縄県内の下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定	公益社団法人日本下水道管路管理業協会	応急復旧作業
4 6	平成29年7月18日	浦添市防災情報通信設備の設置及び維持管理に関する協定書	F M 2 1 株式会社	防災情報通信設備の設置及び維持管理
4 7	平成29年9月1日	宜野湾市・浦添市災害時相互応援協定	宜野湾市	食糧品、生活用品、その他供給、被災者の救出、被災者の受け入れ等
4 8	平成29年9月1日	浦添市の緊急車両によるFAC6056牧港補給地区への限定的な人道的立入の為の協定書について	米海兵隊太平洋基地	緊急車両の海兵隊太平洋基地牧港補給地区内通行
4 9	平成29年9月1日	災害準備及び災害対応のための在日米軍の施設及び区域への限定された立入りに関する現地実施協定	米海兵隊太平洋基地	防災準備と防災対応のための施設の立入許可
5 0	平成29年10月2日	災害時における燃料等の支援協力に関する協定書	沖縄県石油商業組合	緊急車両への燃料等の供給
5 1	平成29年12月1日	災害時における指定避難所の施設利用に関する協定書	沖縄県立浦添商業高等学校	指定避難所としての施設利用
5 2	平成30年1月26日	災害時における指定避難所の施設利用に関する協定書	沖縄県立浦添高等学校	指定避難所としての施設利用
5 3	平成30年5月22日	災害時における支援協力に関する協定書	イオン琉球株式会社	食糧品、生活用品、衣料品、その他供給
5 4	平成30年7月31日	災害時における地図製品等の供給等に関する協定書	株式会社ゼンリン	災害対策本部設置時の地図製品等の供給
5 5	平成30年8月27日	災害時等における車両提供に関する協定書	沖縄マツダ販売株式会社	災害時等における車両の提供
5 6	平成30年10月15日	てだこ浦西駅周辺地域における災害時の電熱供給体制の維持、及び早期復旧における協力に関する基本協定書	浦添分散型エネルギー株式会社	てだこ浦西駅周辺地域における災害時の電熱供給体制の維持及び早期復旧等

〔条 例 等〕

○浦添市防災会議条例

昭和 53 年 12 月 25 日

条例第 27 号

改正 平成 12 年 3 月 31 日条例第 2 号

平成 24 年 12 月 19 日条例第 30 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 16 条第 6 項の規定に基づき、浦添市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 浦添市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故がある時は、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
 - (2) 沖縄県の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
 - (3) 沖縄県警察の警察官のうちから市長が任命する者
 - (4) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (5) 浦添市教育長
 - (6) 浦添市消防長及び浦添市消防団長
 - (7) 指定公共機関または指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者
 - (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者
 - (9) その他特に必要と認め市長が任命する者
- 6 前項第 1 号から第 4 号まで及び第 7 号から第 9 号までの委員の定数は、それぞれ若干人とする。
- 7 第 5 項第 7 号から第 9 号までの委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任することができる。

(専門委員)

第 4 条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、沖縄県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(雑則)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 12 年 3 月 31 日条例第 2 号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。
附 則（平成 24 年 12 月 19 日条例第 30 号）
この条例は、公布の日から施行する。

○浦添市防災会議運営規程

昭和 60 年 4 月 2 日

訓令甲第 7 号

改正 平成 18 年 12 月 22 日訓令甲第 25 号

平成 28 年 2 月 23 日訓令甲第 9 号

(趣旨)

第 1 条 この訓令は、浦添市防災会議条例（昭和 53 年条例第 27 号）第 5 条の規定に基づき、浦添市防災会議（以下「防災会議」という。）の議事その他防災会議の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会長の職務等)

第 2 条 会長は、必要があると認めるときは、防災会議を招集し、防災会議の議長となる。

2 会長に事故あるときは、副市長にある委員がその職務を代理する。

3 会長は、緊急を要し会議を招集する時間的余裕がないと認めるとき、または軽易なものについて専決処分をすることができる。

4 会長は、前項の規定により専決処分をした時は、次の会議に報告し、その承認を求めなければならない。

(会議)

第 3 条 防災会議は、委員定数の半数以上の委員が出席しなければ開くことができない。

2 防災会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

3 防災会議を招集する場合は、委員に対し招集の日時、場所、会期及び議題をあらかじめ通知しなければならない。

(公表の方法)

第 4 条 地域防災計画の公表、その他公表を要するものについては、浦添市公告式条例（昭和 47 年条例第 13 号）の例による。

(報酬)

第 5 条 委員の報酬の額は、浦添市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 47 年条例第 30 号）に基づき支給する。ただし、本市の職員には支給しない。

(庶務)

第 6 条 防災会議の庶務は、総務部総務課において行う。

(委任)

第 7 条 この訓令に定めるもののほか、防災会議の運営について必要な事項は、防災会議に諮って会長が定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成 18 年 12 月 22 日訓令甲第 25 号）

この訓令は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 2 月 23 日訓令甲第 9 号）

この訓令は、平成 28 年 2 月 23 日から施行する。

○浦添市災害等対策本部条例

昭和 53 年 12 月 25 日

条例第 29 号

改正 平成 9 年 3 月 12 日条例第 3 号

平成 24 年 12 月 17 日条例第 31 号

平成 25 年 3 月 26 日条例第 3 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 23 条の 2 第 8 項及び新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成 24 年法律第 31 号。以下「新型インフルエンザ特措法」という。)第 37 条の規定により準用する同法第 26 条の規定に基づき、浦添市災害等対策本部(以下「本部」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 災害対策基本法第 23 条の 2 第 4 項の事務
- (2) 新型インフルエンザ特措法第 34 条第 2 項の事務

(組織)

第 3 条 災害等対策本部長(以下「本部長」という。)は、本部の事務を総括し、災害等対策本部員(以下「本部員」という。)その他の職員を指揮監督する。

2 災害等対策副本部長(以下「副本部長」という。)は、本部長を助け、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 本部員は、本部長の命を受け、本部の事務に従事する。

(会議)

第 4 条 本部長は、本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、本部の会議を招集する。

2 本部長は、新型インフルエンザ特措法第 35 条第 4 項の規定により、国の職員その他市の職員以外の者を本部の会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

第 5 条 本部長は、必要と認めるときは、本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(委任)

第 6 条 この条例に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 9 年 3 月 12 日条例第 3 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 24 年 12 月 17 日条例第 31 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 25 年 3 月 26 日条例第 3 号)

この条例は、公布の日又は新型インフルエンザ特措法の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

○浦添市防災会議構成員名簿

(平成 29 年 3 月 10 日現在)

No.	機 関 名	職 名	役 職	T E L	号
1	浦 添 市	市 長	会 長	876-1234 内線 2561	—
2	那覇海上保安本部	警備救難課長	委 員	867-0118	(1)
3	沖縄県中部土木事務所	所 長	〃	894-6510	(2)
4	沖縄県中部農林土木事務所	所 長	〃	894-6252	(2)
5	沖縄県南部福祉保健所	所 長	〃	854-1005	(2)
6	浦 添 警 察 署	警 備 課 長	〃	875-0110	(3)
7	浦 添 市	副 市 長	会長代理	876-1234 内線 2561	(4)
8	〃	総 務 部 長	委員	876-1234 内線 2008	(4)
9	〃	総 務 部 参 事	〃	876-1234 内線 2008	(4)
10	〃	企 画 部 長	〃	876-1234 内線 2508	(4)
11	〃	西 海 岸 開 発 局 長	〃	876-1234 内線 2708	(4)
12	〃	市 民 部 長	〃	876-1234 内線 3008	(4)
13	〃	経 済 観 光 局 長	〃	876-1234 内線 3165	(4)
14	〃	福 祉 部 長	〃	876-1234 内線 3508	(4)
15	〃	健 康 部 長	〃	876-1234 内線 3608	(4)
16	〃	都 市 建 設 部 長	〃	876-1234 内線 4008	(4)
17	〃	水 道 部 長	〃	876-1234 内線 5121	(4)
18	〃	教 育 部 長	〃	876-1234 内線 6011	(4)
19	〃	文 化 部 長	〃	876-1234 内線 6211	(4)
20	〃	指 導 部 長	〃	876-1234 内線 6511	(4)
21	〃	議会事務局長	〃	876-1234 内線 5512	(4)
22	〃	教 育 長	〃	876-1234 内線 6001	(5)
23	〃	消 防 長	〃	876-1234 内線 5608	(6)
24	浦 添 市 消 防 団	団 長	〃	875-0119	(6)
25	沖 縄 電 力 (株)	浦 添 支 店 長	〃	876-5588	(7)
26	(株)NTT西日本沖縄支店	災 害 対 策 室 担 当 課 長	〃	871-2820	(7)
27	安波茶自主防災会	会 長	〃		(8)
28	浦添市女性防火クラブ	会 長	〃		(8)
29	陸上自衛隊第十五旅団	第五十一普通科連帯第三中隊長	〃	857-1155	(9)
30	浦 添 市 医 師 会	会 長	〃	874-2344	(9)
31	浦添市赤十字奉仕団	委 員 長	〃	879-7128	(9)
32	浦 添 市 自 治 会 長 会	会 長	〃	876-1234 内線 3012	(9)
33	浦添市社会福祉協議会	事 務 局 長	〃	877-8226	(9)
34	浦添市ボランティア連絡協議会	副 会 長	〃	874-4932	(9)

浦添市防災会議条例第3条第5項の各号

- (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
- (2) 沖縄県の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
- (3) 沖縄県警察の警察官のうちから市長が任命する者
- (4) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
- (5) 浦添市教育長
- (6) 浦添市消防長及び浦添市消防団長
- (7) 指定公共機関または指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者
- (8) 自主防災組織を構成する者または学識経験のある者のうちから市長が任命する者
- (9) その他特に必要と認め市長が任命する者

〇浦添市小災害弔慰金及び見舞金支給条例

昭和 58 年 12 月 14 日

条例第 34 号

改正 平成 6 年 12 月 14 日条例第 41 号

浦添市災害見舞金支給条例(昭和 47 年条例第 48 号)の全部を改正する。

(目的)

第 1 条 この条例は、小災害により被害を受けた市民に対し、弔慰金又は見舞金を支給し、もって市民福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

(1) 小災害 災害の規模が災害救助法(昭和 22 年法律第 118 号)の適用を受けない災害で、市の区域内において発生した暴風、豪雨等による自然災害及び火災等をいう。

[災害救助法(昭和 22 年法律第 118 号)]

(2) 市民 小災害により被害を受けた当時、市の区域内に住所を有した者をいう。

(支給の種類)

第 3 条 弔慰金及び見舞金の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 小災害により死亡した者に対する弔慰金

(2) 小災害により負傷した者及び住家に被害を受けた世帯に対する見舞金

(支給の対象)

第 4 条 弔慰金及び見舞金の支給の対象は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 弔慰金は、小災害により死亡した者について、その遺族に対して支給する。

(2) 見舞金は、小災害により治療期間 30 日以上を負傷をした者及び住家が全壊、全焼若しくは流失または半壊、半焼及び床上浸水をした世帯に対して支給する。

(支給基準)

第 5 条 弔慰金及び見舞金は、次の表に掲げる基準で支給する。

区分	基準	金額
弔慰金	死亡者 1 人につき	50,000 円
見舞金	負傷者 1 人につき	30,000 円
	住家の全壊、全焼、流失	50,000 円
	住家の半壊、半焼	30,000 円
	住家の床上浸水	10,000 円

(支給の制限)

第 6 条 弔慰金は、沖縄県市町村総合事務組合から災害弔慰金が支給される時は支給しない。

2 小災害の発生が被害を受けた者の故意または重大な過失による場合は、当該被害を受けた者に係る弔慰金及び見舞金は支給しない。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この条例は、昭和 59 年 1 月 1 日から施行する。

2 この条例の施行前に発生した災害による見舞金の支給については、なお従前の例による。

附 則(平成 6 年 12 月 14 日条例第 41 号)

この条例は、公布の日から施行する。